

平成 28 年度
包括外部監査の結果に関する報告書
及びこれに添えて提出する意見
【概要版】

高齢者保健福祉施策及び介護保険事業
に関する事務の執行について

いわき市包括外部監査人
公認会計士 富樫 健一

I 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下、「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について

3 外部監査の対象期間

原則として平成 27 年度の執行分

（必要に応じて他の年度も対象とする。）

4 外部監査の実施期間

平成 28 年 8 月 12 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

5 特定の事件を選定した理由について

いわき市の総人口は、平成 27 年 1 月 1 日現在 332,068 人となっており、前年から 1,807 人減少しているにも関わらず、65 歳以上の高齢者数は、2,422 人増加の 91,005 人、高齢化率は、前年から 0.9%増加の 27.4%となっている。この高齢化率は、我が国全体と比較すると 1.5%上回っている。

介護保険制度においても、いわき市の要介護（要支援）認定者数は、増加傾向で推移しており、近年の要介護度別構成比によると、要介護 2・3 の割合が上昇傾向にあり、特に要介護 2 の上昇が目立っている。第 1 号被保険者数に占める要介護（要支援）認定者数の割合である認定率は、平成 22 年以降上昇傾向がみられ、後期高齢者においては認定率が平成 22 年度以降急激に上昇する傾向となっている。

このような状況において、平成 26 年 6 月「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立した。当該法律の成立を受けて、いわき市では、「団塊の世代」が 75 歳に到達する（後期高齢者となる）平成 37 年に向けて、高齢者ができる限り自分らしく、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステム構築のための取組みを本格化していくため、平成 27 年度から 3 ヶ年の「第 7 次いわき市高齢者保健福祉計画」を策定している。

高齢者に関連する行政は、市民の多くから関心を集める分野である。しかしその一方、少子高齢化による税収不足から限られた予算で、増大する他の行政需要にも効率的な予算配分で対応することが求められるという側面がある。

以上のような背景に基づき、高齢者福祉施策及び、介護保険事務の執行の合規性、高齢者福祉に関する事業の必要性、適切な受益者負担のあり方など現在の施策を総合的な観点から点検すること、事業計画の適切な実施について、経済性・効率性・有効性の観点から、総合的な検証を行うことは有用であると判断し、特定の事件として選定した。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行等について、法、条例及びその他の

法令等に従い、迅速、適正かつ合理的に実行されているか、更に最少の経費で最大の効果をあげる原則、組織及び運営の合理化に努めるべき原則等を規定する法第2条第14項及び第15項の趣旨に沿って事業が行われているかどうかについて監査を実施した。

(2) 監査手続

- ① 事務執行に関する各種規程を入手し、整備状況等を検証した。
- ② 関係書類を閲覧し検証した。
- ③ 所管部局等の関係者への質問等により、事務の執行状況を検証した。
- ④ 必要に応じて関連施設等への現場視察を実施した。
- ⑤ 検出された問題点に関して、その改善策の検討を実施した。
- ⑥ その他必要とした手続きを実施した。

7 監査対象機関

保健福祉部をはじめとする高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関連する事務の執行を所管する部局並びに高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関連する事務を執行する財政援助団体

8 外部監査の補助者

公認会計士	満	山	幸	成
公認会計士	高	久	健	一
公認会計士	渡	部	和	俊
公認会計士	小	野	雄	高
公認会計士	中	鉢	政	彦

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

II 包括外部監査の監査結果

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容	件数
指摘事項	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。	18
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。	32

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、平成 29 年 2 月末現在での判断に基づき記載している。

1 高齢者労働能力活用事業費補助金/シルバー人材センター運営費補助金について

(1) 平成 27 年度の補助金額について【指摘事項】

- いわき市としては申請書を国の方針に沿って訂正させた上で、再提出させて、交付する必要があるがあった。

＜今後対応すべき点＞

シルバー人材センターからの申請書について、国の方針に沿って訂正させた上で、再提出、交付する必要があるがあった。(なお、平成 28 年度は新たな補助金が創設されているが、当該補助金は、運営費補助金と区分して起案・決裁され、シルバー人材センターからの補助金交付申請書も区分して提出されている。)

(2) 補助対象経費の確認について【指摘事項】

- 運営費補助金の交付決定を行う際に、国の交付要綱における補助対象経費以外の項目（例えば受託事業収益に対する支払配分金、減価償却費）を含めて判定している。

＜今後留意すべき点＞

補助対象経費以外の項目を除外して判定した場合でも、補助金は 2 分の 1 の枠内に収まっており実害はないものの、正確な判定が必要である。

(3) 個別の交付要綱について【指摘事項】

- 定期監査において、個別の交付要綱が未作成との指摘を受け、保健福祉部において平成 27 年度に作成しているが、補助金の額の記載における算定方法が明確でない。

＜今後対応すべき点＞

「予算の額の算定に当たっては国の執行方針を参考とする。」等の文言の記載を検討する必要がある。

(4) いわき市シルバー人材センターの経理処理について【指摘事項】

- 補助金交付条件として、申請者は正確な決算書を作成する必要がある。また、執行方針でも

基本的事項2において、「シルバー補助金の交付を受けるシルバー連合（本部及び活動拠点）は、一般社団法人又は一般財団法人とし、原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこととする。」とされている。今回、会計処理等を確認したところ、不備事項が散見された。

＜今後対応すべき点＞

いわき市シルバー人材センターが適切な会計処理等を行っているか確認・指導する必要がある。

2 緊急通報システム事業について

(1) 起案書の記載不備について【指摘事項】

➤ 起案書の決裁状況を確認した結果、起案書に決裁日の記載が漏れており、いわき市文書等管理規程に違反しているものが4件検出された。

＜今後対応すべき点＞

すべての起案文書について、再度記載を徹底するように取り組まれない。

3 配食サービス事業について

(1) 随意契約の内容について【意見】

➤ 利用者負担とされている食材料費及び調理費についても、食材料費及び人件費の実態や利用者に対するヒアリングを基にしたアセスメントを行った上で見直しが行われるべきである。

＜今後留意すべき点＞

利用者負担額及び委託料の設定方法の見直しが望まれる。

➤ 広域である市全域に対するサービス提供を確保するために24法人25拠点と多数の受託者と業務委託契約を締結しているが、受託件数が大幅に異なる受託者が混在している一方、同一の単価設定による随意契約を締結していることから受託者によって採算性に乖離が生じている状況であり、このことが契約単価の弾力性を低下させていると考えられる。

＜今後留意すべき点＞

受託者の採算性及び事業の経済性を向上するために、上記の利用者負担額及び委託料の設定方法とともに、一般競争入札や指名競争入札の導入を検討することが望まれる。

4 地域生活支援推進事業費について

(1) 委託契約書における消費税等の表記について【指摘事項】

➤ 今回の事業は、非課税事業であるが、委託契約書では課税事業の記載がされている。

＜今後対応すべき点＞

実質的には非課税取引であるので、委託契約書としての効力は有効と考えられるが今後注意が必要である。

5 いわき市地域交流センター三和ふれあい館デイサービスセンターについて

(1) 現物管理について【意見】

➤ ボイラー、濾過機について経年劣化による一部取替工事であること、工事費が30万円を超えなかったことから全額指定管理者が負担しているが、管理施設の維持補修と考えており、固定資産台帳への登載はしていない。

＜今後留意すべき点＞

既設の設備が更新されている以上、原則として固定資産台帳から除却するとともに、新規設備を改めて登載する必要がある。

- 修繕費用が高額になる故障が発生した場合、指定管理者とその都度対応を協議しているが、議事録や協議記録は作成していない。

＜今後留意すべき点＞

協議により負担者が決定することとなるため、協議結果は文書化して保存しておく必要がある。

(2) トイレ改修について【意見】

- 平成 26 年頃に指定管理者が 300 万円程度の負担で改修を行っているが、管理施設の維持補修に該当すると考え、固定資産台帳の登載を行っていない。

＜今後留意すべき点＞

既設の設備が更新されている以上、原則として固定資産台帳から除却するとともに、新規設備を改めて登載する必要がある。

- 協定書では「管理施設の維持補修等に係る費用が 30 万円を超えるときは協議のうえ実施方法及び負担方法を定める。」となっているが、協議結果を文書化して保存していない。

＜今後留意すべき点＞

協議により負担者が決定することとなるため、協議結果は文書化して保存しておく必要がある。なお、対等な関係で指定管理業務の委託を誠実に履行するという観点から、金額が多額な取替修繕については、管理施設の所有者であるいわき市が負担することも検討する必要がある。

6 いわき市老人福祉センター及び老人憩いの家について

(1) 指定管理者からの適切な収支状況報告について【指摘事項】

- 指定管理者の収支差額は、いずれも均衡しているが、指定管理者が作成している正味財産増減計算書内訳表の収支実績によると収支プラスとなっており、収支状況報告書と相違している。

＜今後対応すべき点＞

年間活動による実績を市側が確認するために正確な数値を記載する必要があるため、指定管理者に適切な報告を行わせるとともに、次年度以降の予算の見直し等行う他、必要な措置を講ずる必要がある。

＜参考＞

一般的に、指定管理者制度における指定管理料に対する支出は、業務の対価に対する支払いであり、指定管理者にある程度の利益が生じて、経営努力による利益は原則として指定管理者に帰することが指定管理者のインセンティブ向上を図れるものと考えられ、基本的に精算の義務はないと解され、各老人福祉センターの管理に関する協定書においても、指定管理料に対する支出実績額の精算条項は含まれていない。指定管理者側で収支差額はゼロでなければならないと誤解し、調整した支出額を報告してきた可能性がある。

(2) 各施設の耐震化状況について【意見】

- 一部の施設について、特定建築物ではないことから、現時点で耐震診断は実施されておらず、計画の中にも含まれていない。また、現状、保健福祉部では耐震診断の予算要求は行っているものの、まだ要求は通っていない。

＜今後留意すべき点＞

特定建築物ではないが、一定の小規模建築物も対象となることが計画上明記されており、利用件数、延べ人数から活用されている施設であり、今後、市は優先的に耐震診断することが望まれる。

7 地域包括支援センター運営事業について

(1) 業務委託料について【指摘事項】

- 職員は業務委託外の指定介護予防支援事業を行っており、この分は差し引いて算定する必要がある。

＜今後対応すべき点＞

兼務人件費の問題がクローズアップされており、早急な対応が必要である。

(2) 地域包括支援センターの定員基準の再検討について【意見】

- 定員数は定員基準より算出されるが、現在の定員基準は、平成19年地域包括支援センター設立時に定められたものである。

＜今後留意すべき点＞

今後増大する業務量と現在の定員数が齟齬をきたしている可能性も考えられ、定員基準の再検討を行うことが望まれる。

(3) 地域包括支援センターからの月次提出書類について【意見】

- 仕様書の報告事項と現在の報告書の整合性、記載内容を確認した結果、不明瞭な点が散見され現状の報告書が市の今後の地域包括支援センター運営事業の遂行に当たって役立つ資料となっているのか疑問が残る。

＜今後留意すべき点＞

現状の報告書間の関連性を明確にさせるとともに、市として事業遂行状況を適時に検討するために現状の報告書で十分なのか、また別の追加資料が必要なのか再度検討することが望まれる。

(4) 地域包括支援センターの評価について【意見】

- 市による評価は、「事業評価表」の他、年度当初提出の事業計画書及び収支予算書と年度末に提出される事業報告書及び収支決算書の対比、また月次に提出される月次提出書類により、主として書類でのみ評価が行われている。

＜今後留意すべき点＞

地域包括支援センターに対する業務委託費が多額であり、かつ今後業務量が増大、また重要度を増すことを鑑みれば、市は書類のみの評価だけではなく、積極的に先方にも出向いたうえで、今まで以上に業務実態を把握し、その結果に基づき評価を行うことが望まれる。

(5) 地域包括支援センターの認知度向上について【意見】

➤ 現在の方法だけでは住民に対する認知度向上には限界があるものと考えられる。

＜今後留意すべき点＞

今後、従来実施してこなかった広報・啓発活動を検討し、認知度向上に努めることが望まれる。

(6) 地域包括地域支援センターの開設時間等について【意見】

➤ 地域包括支援センターの開設時間が限定的である。

＜今後留意すべき点＞

仮設のセンターを設ける、また隔週開設する等、土日・祝日開設に向け柔軟な対応をとることが望まれる。

8 二次予防事業対象者把握事業について

(1) 基本チェックリストの利用について【意見】

➤ 介護保険制度改正により、市は平成26年12月以降基本チェックリスト郵送を中止している。

＜今後留意すべき点＞

基本チェックリストの回収による予防対象者情報は、支援ツールとしては重要であり、今後、限定的な範囲での郵送を検討すべきである。

9 いきいきダイクラブ事業について

(1) 単価の設定について【意見】

➤ 過去の実績データから一律の単価契約である。見積書は徴求しているが、設計金額と同額となっている。

＜今後留意すべき点＞

積算根拠が変動していないとの説明を受けたが、契約先が同一の相手先であることから、外部へ見積依頼により、現行の予定価格(設計金額)が妥当であるか否か判断する必要がある。

(2) 平成27年度開催見込の算出について【意見】

➤ 平成27年度委託設計書において開催見込を算定する際の計算根拠は、誤って集計されている。

＜今後留意すべき点＞

端数処理の関係から、結果として開催予定回数に変更は生じなかったが、設計積算の計算は適切に行う必要がある。なお、端数については、今回、設計上の回数となるよう処理されたようにも捉えられるため、端数処理の基準を明確にする必要がある。

(3) 決裁等について【意見】

➤ 当該委託契約の簿冊を確認したところ、見積日付、契約日、決裁日が全て平成27年4月1日となっていた。事実上、決裁等の検討を含めて同日付での対応は現実的でないと考えられる。

＜今後留意すべき事項＞

今後は、実際の日付での記載を検討して頂きたい。

(4) 実績精算について【意見】

- ▶ 平成 27 年度においては、予算超過が認められず、いわき市の予定した回数超過分については、受託者が自己負担している。

＜今後留意すべき点＞

市において各事業の進捗状況評価に記載の実施回数は、受託者が自己負担している回数も含まれているが、本来は市の負担した回数のみで評価する必要がある。また事業目的の達成のために必要な事業であれば、受託者に負担を強いることなく、基本的には実績回数で精算すべきであり、今後は当初の計画回数を超過する場合の取扱いについて、契約書に明記する必要がある。

10 「転倒・骨折予防教室」「元気はつらつ教室」、「お口と栄養バイタルアップ教室」参加者送迎業務委託について

(1) 委託料の支払状況について【意見】

- ▶ 受託者が提出した業務完了報告書、参加者送迎利用状況報告書の査閲を行うとともに委託料の支払状況を確認した結果、受託者が提出している参加者送迎利用状況報告書及び完了報告書の内容が正確な運行実績には基づいておらず、いわき市による参加者送迎利用状況報告書及び完了報告書の内容の審査・確認が不十分であった。

＜今後留意すべき点＞

参加者送迎利用状況報告書に関する受託者の報告体制及びいわき市の確認体制の改善が必要である。

(2) 委託料の支払について【指摘事項】

- ▶ 参加予定者が欠席となった場合においても、出席を前提とした走行距離及び経由地数が参加者送迎利用状況報告書に記載され、委託料が過大に請求されているケースが散見された。また、いわき市は該当の管理資料と参加者送迎利用状況報告書の整合性の確認を行わずに委託料を受託者に支払っていた。上記の事実は、参加者送迎業務委託契約書の遵守義務違反である。

＜今後対応すべき点＞

参加者送迎利用状況報告書に関する受託者の報告体制及びいわき市の確認体制の改善が必要である。

11 高齢者等住宅リフォーム給付事業について

(1) 助成額について【意見】

- ▶ 助成金には上限額が設定されているものの、当該上限額は工事金額に給付率を適用後の金額である。生計中心者が所得割課税者である場合であっても助成金を受けることができることから、助成対象となる工事金額規模は約 3 倍となる。

＜今後留意すべき点＞

身体機能が衰えた高齢者及び心身に障害を有する者の居住に適した住宅の整備を図るという目的のもと、行政が公平に支援するのであれば、上限額を設定すべきは助成額そのものではなく、高齢者が在宅生活に必要な住宅を確保するための工事額であるべきではないかと考える。

(2) 給付対象工事について【意見】

- リフォームを要する理由が浴室につながる廊下と浴室の段差であるケースや浴槽をまたがるのが困難であるといった理由である場合に、浴室を全面的にユニットバスにリフォームする工事を認定しているケースがみられた。

＜今後留意すべき点＞

工事の内容が高齢者等の在宅生活に必要と想定する水準か否かを画一的に判断するのは難しいが、平均的な市民の生活水準以上のものであると思料され、財政支出して施工すべき必要最小限の工事なのかは疑問である。

(3) 助成金の給付認定について【意見】

- 給付の上限額を大幅に超過する金額で給付対象外のリフォーム工事を自己負担で契約できるほどの資力のある利用者に対して上限額での給付が行われているケースもみられたが、該当のようなケースにおいても当該事業による給付が必要なのかについては甚だ疑問である。

＜今後留意すべき点＞

相当程度の財政支出を伴っており、今後も進展する高齢化社会の中で申請可能な市民が増加することが想定されるため、給付の認定においては、申請者の資産の状況なども勘案していくことが事業の継続のためにも求められると思料される。

(4) 事後調査の実施について【意見】

- 現在事後調査は行われていない。

＜今後留意すべき点＞

施工後の一定時期に利用者の状況を調査することにより、高齢者等の在宅生活を支援するための事業としての有効性を評価することが望まれる。

12 管理運営委託費/養護老人ホームいわき市徳風園 について

(1) 備品台帳の整備について【指摘事項】

- 備品台帳は、平成 17 年開所当時に備品台帳の写しをファイルしており、当該備品台帳は、現況を反映していない。

＜今後対応すべき点＞

システム変更後の備品台帳により管理すべきである。

(2) 現物確認について【意見】

- 現物確認を実施した結果、備品台帳に登載されていない物品があった。

＜今後留意すべき点＞

事実関係を調査し、現行の備品台帳の登載を確認すると共に、今後の利用を検討する必要がある。

(3) 所在不明物品について【指摘事項】

- 備品台帳に登載されているが、現物確認ができず、現地担当者からは既に廃棄された可能性の高いとの回答であった。また、備品台帳には登載されており現物が処分されたかどうかは、未確認である。

＜今後対応すべき点＞

備品台帳の登載状況を確認し、廃棄処理等を適時に行う必要がある。

(4) 備品台帳と現物の不整合な物品について【意見】

- 備品台帳と現物が不整合となっている物品が散見される。

＜今後留意すべき点＞

備品台帳の登載状況を確認し、廃棄処理を適時に行う必要がある。

(5) 備品の現物確認について【意見】

- 指定管理者は、備品の所在を把握するとともに、使用不能な備品については、適切な申請により適時に廃棄等の処理を行う必要がある。

＜今後留意すべき点＞

所管部署においても、最低でも年1回は備品台帳により現物確認を実施する必要がある。

13 管理運営委託費/養護老人ホームいわき市千寿荘について

(1) 千寿荘の今後について【意見】

- 指定管理者制度へ移行した徳風園に比較して管理運営費用が高額となっており、また、老朽化及び二人部屋という施設環境の影響から入所者数も定員を下回っている状況である。

＜今後留意すべき点＞

全体的な養護老人ホームのあり方に関し議論した上で、千寿荘の処遇について検討することが望まれる。

(2) 備品台帳の整備について【意見】

- 備品については、定期的な棚卸は実施していない。

＜今後留意すべき点＞

定期的に棚卸を実施する必要がある。

(3) 現物数について【意見】

- 備品台帳は、各区分毎の件数あるいは金額を把握していないため、計算上の合計が把握できない。また、備品総登録数と暫定件数合計と相違している。

＜今後留意すべき点＞

各区分毎の件数を再確認し現物と備品台帳の整合性を図ることが必要である。

(4) 現物確認について【意見】

- 備品番号のシールが貼付されていない物件が散見される。
- 現物は確認できたが、備品台帳で特定できないものが散見される。

＜今後留意すべき点＞

備品台帳に登載漏れかどうかを再度確認し、現物と台帳の整合性を図る必要がある。

(5) 廃棄予定物品について【意見】

- 未使用であり廃棄予定である物件について、備品台帳の登載状況は不明であった。

＜今後留意すべき点＞

備品台帳の有無について事実関係を調査するとともに、早急に廃棄対応すべきである。

14 民間社会福祉施設整備利子補助金について

(1) 決算書の徴求について【指摘事項】

- 社会福祉法人からの提出書類として予算見込書や決算見込書あるいは仮決算書が綴られており、「書類が出来次第、差し替え致します。」との記載に対して、決算書の徴求が未実施である申請先が散見された。要綱に記載する手続漏れである。

＜今後対応すべき点＞

最終的にはすべての申請先から決算書を徴求するべきと考える。

15 小規模介護施設消防用設備等整備事業補助金について

(1) 書類の不備について【指摘事項】

- 徴求している書類が不統一である。
- 徴求した決算書については、明らかに前年度決算書を徴求できる状況にあるにも係らず、徴求したことを以って書類が具備されているとしており、補助金等交付規則に反している。

＜今後対応すべき点＞

必要書類については、統一することが必要である。また、徴求した決算書については、実態を把握し、判断すべきである。

16 要介護老人介護手当について

(1) 起案書の記載不備について【指摘事項】

- 起案書の決裁状況を確認した結果、決裁日の記載が漏れており、いわき市文書等管理規程に違反している。

＜今後対応すべき点＞

すべての起案文書について、再度記載を徹底するように取り組まれない。

(2) 認定後の支給対象者の確認状況について【指摘事項】

- 平成 26 年度に支給された手当について、調査票の記載内容に誤りがあり返納させる必要がある介護者がいることを把握してしながら適時に返納を求めず、手当が支給されたままとなっていた事実が発覚した。

＜今後対応すべき点＞

再発防止のために資料の内容について、事実確認の徹底が必要である。なお、当報告書日現在では既に過大支給された手当は受給者から返納済みである。

(3) ショートステイの利用者の介護手当について【意見】

- 要介護老人について月の大半や半分程度をショートステイで介護を受けている申請者に対しても給付が行われているケースがあった。このようなケースにおける手当の給付は条例が想定しているものには当たらないものとする。

＜今後留意すべき点＞

給付の認定及び認定継続の判定においては、申請者の所得や資産の状況の勘案や、上記のような介護の実態をよりの確に反映することが事業の継続のためにも求められると考える。

17 第 1 号介護保険料の徴収について

(1) 督促状の送付に関する起案書の記載不備について【指摘事項】

- 起案文書について閲覧した結果、11 の起案文書のうち 3 期から 8 期の以下の起案書について決裁日付が記載されていなかった。

＜今後対応べき点＞

すべての起案文書について、再度記載を徹底するように取り組まれない

18 介護保険特別会計＜歳入＞における返納金について

(1) 延滞中の対応について【指摘事項】

- 延滞中となっているにも係らず、督促を行っていない。また、返済の遅滞があった際は、速やかに事情を聴くなどの対応を図り、返済させることとなっており、電話にて直近の状況確認をしているが、記録等は残されていない。更に履行延期の特約申請書における担保条項について、土地・建物については抵当権を設定することとなっているが、現時点では一部返済を履行しており、債権額の減少額が見られることを以って、経過観察しているとし、担保設定、返済が滞った場合の担保の処分も行っていない。

＜今後対応すべき点＞

地方自治法施行令第 171 条に基づく督促を行う必要がある。また、返還金の回収管理が長期間に及ぶことが想定されることから、返済計画書の再提出、担保設定の可否、担保処分の検討など返還金の回収管理を徹底する必要がある。

19 給付適正化について【意見】

- 厚生労働省のケアマネジメント等の適切化の目標の一つとして、住宅改修・福祉用具実態調査、すなわち住宅改修の事前訪問調査や事後確認等の推進を図ることが挙げられているが、現在人員不足により実施されていない。

＜今後留意すべき点＞

一般の高齢者等住宅リフォーム事業等と連携を取りながら実施することが望まれる。

20 高齢者福祉施設等に関する指導監査について

(1) 事業者毎の情報管理について【意見】

- 現在は、指導監査の結果は年度別に管理され、介護サービス事業者ごとに管理はされていない。

＜今後留意すべき点＞

効率性の観点から全事業所までとは求めないが、基準を定めた上で事業者を絞り込みその事業者毎の情報管理を行う必要がある。

(2) 指導・監査結果通知受領後の特別監査及び監査に移行する期間について【意見】

- 事業者の状況を勘案せず、法人や事業者の自主性を尊重し 1 年程度は指導を続け改善を目指すこととしている。事業所によっては、2 年以上未解決となっている。

＜今後留意すべき点＞

事業者の状況によっては、利用者保護の観点から 1 年を待たず短期間で監査に入るべきものがあり、問題点が未解決となっている場合は、少なくとも 1 年以内に監査に入るべきである。なお、現在、実施計画の中で、特別監査や監査に移行する期間は明確にされていない。まずは実施計画で明確化し、時期が来たら必ず特別監査や監査に移行するようにし、必要な場合にはその時期を早める措置も講ずることが望まれる。

(3) 指導監査実施人員の増員について【意見】

- 高齢者数及び介護サービス事業者数が増大していく中、少しでも実地指導数を増加させていくことは重要であり人員増加の必要性がある。

＜今後留意すべき点＞

相談やその進捗管理、特別監査や監査の案件解決等に専念できる体制にすることが望ましい。

21 要介護認定について

(1) 要介護認定までの日数について【指摘事項】

- 申請日からの認定日及び主治医意見書入手日までの日数は、更新を除いて短縮化傾向にあるものの、未だ法定日数を超過している状況である。各年度の遅延件数からみて、「特別な理由」がある場合のみとは言えないものと思われる。認定の効力は申請日に遡るとされるものの、利用者の介護サービス開始時期の遅れにつながるものと考えられる。

＜今後対応すべき点＞

市及び保健福祉センターが、認定申請者とその家族、当初の相談窓口となる各地域包括支援センターや介護サービス事業者、主治医等と連携、認定事務業務のコントロールを行うこと、また現在の審査会数で捌き切れないのであれば、合議体の設置数を増加させる措置を講ずること等により、法定日数を遵守することが必要である。